

かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件 (案)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の六第一項第一号及び第三号の規定に基づき、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の六第一項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法

一 かごは、次のイから八までに掲げる部分を除き、壁又は囲い、床及び天井で囲むこと。

イ かごの出入口

ロ 令第二百二十九条の六第四号に規定する開口部

ハ かごの壁又は囲い(床面からの高さが百八十センチメートル以上又は三十センチメートル以下の部分に限る。)及び天井部に設ける換気上有効な開口部

二 前号のロに掲げる開口部には、かご内から開くことができない構造の戸を設けること。

三 第一号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。

四 かごの壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力がかご内から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。

イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部にガラスを用いる場合にあっては、次のイから八までに適合するものとする。ただし、構造上軽微な部分に用いられるガラスにあっては、この限りでない。

イ ガラスは、合わせガラス(日本工業規格(以下「JIS」という。)R三二 五(合わせガラス)に規定する合わせガラスをいう。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。)にガラスを用いる場合にあっては、網入ガラス(JIS R三二 四(網入板ガラス及び線入板ガラスに規定する網入板ガラスをいう。))又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものであって、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下のものとする。

ロ ガラスは、その種類、製造業者名及び寸法がガラス板に表示されたものであること。

ハ かごの壁又は囲い(床面からの高さが一・一メートル以下の部分に限る。)にガラスを用いる場合にあっては、手すり(ガラスが用いられる部分以外の部分に堅固に取り付けられるものに限る。)を床面から〇・九メートル以上一・一メートル以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。

六 かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。

七 かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。

八 かごの床面で五十ルクス(自動車運搬用エレベーターにあっては二十五ルクス)以上の照度を確保することができる照明装置を設けること。ただし、物を運搬するためのエレベーターにあってはこの限りではない。

九 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、かごの天井の高さは二メートル以上とすること。

第二 令第二百二十九条の六第一項第三号に規定するかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準

一 かごの出入口の戸は、空隙のないものであること。

二 かごの出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

三 引き戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイから二までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

- イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、八ミリメートル以下のもの
 - ロ かごの出入口の戸と敷居のすき間で、八ミリメートル以下のもの
 - ハ かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、八ミリメートル以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、八ミリメートル以下のもの
- 四 上げ戸、下げ戸又は上下戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
- イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、かごの出入口の戸と敷居のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- 五 かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
- 六 かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものであること。
- 七 自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動（人又は物が戸に挟まれ、又は挟まれるおそれがある場合において、戸の閉鎖を自動的に停止し、当該戸を開くことをいう。）ができるものであること。
- 八 引き戸であるかごの出入口の戸で自動的に閉鎖する構造のものは、百五十ニュートン以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の三分の一の部分が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第一の五の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

なお、今後、建設省告示第千四百十三号「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」及び国土交通省告示第二百八十三号「昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」についても、所要の改正を行う予定でありますので、ご留意下さい。

11月5日00:00に一部文言の修正を行いました。それ以前にご覧になった方は最新版をご参照頂きますよう、お願い申し上げます。

昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の七第一号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

- 一 昇降路は、次のイからへまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出入口
 - ロ 救出用の開口部
 - ハ 点検用の開口部
 - ニ 換気上有効な開口部
 - ホ 機械室との隔壁に設ける開口部（主索その他の索が貫通するためのものに限る。）
 - ヘ 昇降路の頂部及び底部
- 二 前号のロ及びハに掲げる開口部には、かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない構造の戸を設けること。
- 三 第一号のニに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。
- 四 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 五 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部にガラスを用いる場合にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。ただし、構造上軽微な部分に用いられるガラスにあっては、この限りでない。
 - イ ガラスは、合わせガラス（日本工業規格（以下「JIS」という。）R三二 五（合わせガラス）に規定する合わせガラスをいう。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸（床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。）にガラスを用いる場合にあっては、網入ガラス（JIS R三二 四（網入板ガラス及び線入板ガラス）に規定する網入板ガラスをいう。）又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものであって、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下のものとするができる。
 - ロ ガラスは、その種類、製造業者名及び寸法がガラス板に表示されたものであること。
- 六 昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 七 昇降路の出入口の戸は、空隙のないものであること。
- 八 昇降路の出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
- 九 引き戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイから二までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ロ 昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- 十 上げ戸、下げ戸又は上下戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイから二までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- 十一 昇降路の出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

十二 引き戸である昇降路の出入口の戸で自動的に閉鎖する構造のものは、百五十ニュートン以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の三分の一の部分が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、五の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

なお、今後、建設省告示第千四百十三号「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」及び国土交通省告示第二百八十三号「昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」についても、所要の改正を行う予定でありますので、ご留意下さい。

11月5日00:00に一部文言の修正を行いました。それ以前にご覧になった方は最新版をご参照頂きますよう、お願い申し上げます。

昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の七第三号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を次のように定める。

- 一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。
- 二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、自動的かつ機械的に施錠するものであること。
- 三 施錠装置は、かごが戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ昇降路外から開錠することができないものであること。
- 四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。
- 五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

なお、今後、建設省告示第千四百十三号「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」及び国土交通省告示第二百八十三号「昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」についても、所要の改正を行う予定でありますので、ご留意下さい。

11月5日00:00に一部文言の修正を行いました。それ以前にご覧になった方は最新版をご参照頂きますよう、お願い申し上げます。

小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十三第一号の規定に基づき、小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を次のように定める。

- 一 昇降路は、次のイからホまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口
 - ロ 点検用の開口部
 - ハ 換気上有効な開口部
 - ニ 機械室との隔壁に設ける開口部（主索その他の索が貫通するためのものに限る。）
 - ホ 昇降路の頂部及び底部
- 二 前号のロに掲げる開口部には、かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない構造の戸を設けること。
- 三 第一号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。
- 四 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 五 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部にガラスを用いる場合にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。ただし、構造上軽微な部分に用いられるガラスにあっては、この限りでない。
 - イ ガラスは、合わせガラス（日本工業規格 R 三二 五（合わせガラス）に規定する合わせガラスをいう。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。
 - ロ ガラスは、その種類、製造業者名及び寸法がガラス板に表示されたものであること。
- 六 昇降路の出し入れ口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 七 昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること。
- 八 昇降路の出し入れ口の戸は、上げ戸又は上下戸とすること。
- 九 上げ戸又は上下戸である昇降路の出し入れ口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸と敷居のすき間で、二ミリメートル（戸の敷居に面する部分に難燃性ゴムを使用しているものにあつては、四ミリメートル）以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸の突合せ部分のすき間で、二ミリメートル（戸の突合せ部分に難燃性ゴムを使用しているものにあつては、四ミリメートル）以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路の出し入れ口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- 十 昇降路の出し入れ口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、五の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

なお、今後、建設省告示第千四百十三号「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」及び国土交通省告示第二百八十三号「昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」についても、所要の改正を行う予定でありますので、ご留意下さい。

11月5日00:00に一部文言の修正を行いました。それ以前にご覧になった方は最新版をご参照頂きますよう、お願い申し上げます。

